

「消費者基本計画」の見直しに対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 北海道消費者協会
2 職 業	
3 意 見	<p>①施策番号等</p> <div data-bbox="544 734 790 864" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>総 第 1</p> </div>
	<p>②意見</p> <p>第 1 「消費者基本計画」策定の趣旨 ～消費者政策の新たなステージ～</p> <p>1 意見</p> <p>○「すべての人は、消費者です。(以下略)」の前文は、50年以上にわたって消費者運動を進めてきた当団体にとって時宜を得た内容であり、評価する。</p> <p>しかし、重点施策や具体的施策において、国が現在最優先課題と位置付けている「経済再生、規制改革」の論理が垣間見えており、以下別紙内容で4項目の意見を提出する。</p>

「消費者基本計画」の見直しに対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 北海道消費者協会
2 職 業	
3 意 見	<p>①施策番号等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>総 第2</p> </div>
	<p>②意見</p> <p>第2 消費者政策の基本的方向</p> <p>「消費者基本法は、消費者政策の推進は、(以下略) なお、平成23年3月の東日本大震災への対応については、東京電力福島第一原子力発電所事故(以下、「福島第一原発事故」という。)による風評被害の防止のために分かりやすい情報提供、被害を受けた自治体の支援、(以下略)」</p> <p>1 意見 ○アンダーラインの文言は、次のとおり修正すべきである。 <u>「の対応を、国を挙げて一層進めると共に、汚染水処理をはじめとした事故処理に関する情報公開を積極的に進め、風評被害を防止すると共に、」</u></p> <p>2 理由 ○福島第一原発事故から3年が経過したが、国等は事故対応が収束に向かっており、風評被害を防ぐ方向に力点が向かっているように見える。 ○しかし、現実には汚染水処理の相次ぐトラブルや、遅々として進まない除染対策、最終的な廃炉処理問題等、困難な課題は山積している。 ○今必要なのは、国を挙げての事故対応の取り組みと、国民への情報公開であり、それにより風評被害は防止できるものと思われる。安全を軽視した、経済優先の姿勢は国民から容認されない。</p>

「消費者基本計画」の見直しに対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 北海道消費者協会
2 職 業	
3 意 見	<p>①施策番号等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 重 1 1 0 ・ 1 2 7 1 2 8 </div>
	<p>②意見</p> <p>重点施策 8 消費者被害救済制度</p> <p>「民事の裁判手続の特例に関する法律について、<u>特定適格消費者団体がその権限を濫用して事業者の事業活動に不当な影響を及ぼさないようにするための方策を含め、特定適格消費者団体の認定・監督に関する</u>（以下略）」</p> <p>1 意見 ○アンダーラインの文言は、事業者側に過度に配慮した文言であり、削除すべきである。</p> <p>2 理由 ○この制度の趣旨は、悪質事業者等により実際に被害にあった消費者の、被害金額の回復（全部又は一部）を目的としたものであり、仮に勝訴したとしても実際の回復額は、被害金額を上回るものではない。さらに、拡大損害や慰謝料請求等についても排除されており、権限の濫用等制度上ありえないものである。 むしろ、この制度の浸透により、悪質事業者が駆逐され、健全な事業者活動を営む事業者にとってはメリットのある制度である。 ○現行の「適格消費者団体」の認定・監督についても、厳格な規制や運用がなされており、当初言われていた差し止め請求等の権限の濫用とはほど遠い状況にある。また、適格消費者団体の財政基盤は弱く、権限を濫用できるような体制でもない。 今後「特定適格消費者団体」の認定・監督に関して過度な規制は、逆に制度の空洞化を招きかねない懸念がある。</p>

「消費者基本計画」の見直しに対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 北海道消費者協会
2 職 業	
3 意 見	<p>①施策番号等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>重 8 0 ・ 1 0 3 1 2 4</p> </div>
	<p>②意見</p> <p style="text-align: center;">重点施策 19 景品表示法に基づく表示の適正化</p> <p>① (略)</p> <p>② 「<u>課徴金制度の導入について、法制化に向けた検討</u>」</p> <p>1 意見</p> <p>○アンダーラインの文言は、次のとおり修正すべきである。 「<u>課徴金制度の導入について、早期法制化を進める</u>」</p> <p>2 理由</p> <p>○別記、具体的施策においては「景品表示法への課徴金制度の導入について、早期の法制化を目指し必要な検討を進めます」とあり重点施策に表現されている「法制化に向けた検討」では表現が弱すぎるため。</p> <p>○景品表示法改正に基づく課徴金制度の導入は、昨年相次いだ外食等の虚偽表示の根絶を願う国民世論が背景にある。しかし、ここに来て、経済団体等から、課徴金制度の導入について慎重論がでており、後退しかねない状況にあるので、「消費者基本計画」策定の趣旨にあるように、消費者の権利を守る立場から「早期法制化を進める」とすべきである。</p>

「消費者基本計画」の見直しに対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 北海道消費者協会
2 職 業	
3 意 見	<p>①施策番号等</p> <div data-bbox="544 734 790 864" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">具 1 2 7</div>
	<p>②意見</p> <p>具体的施策</p> <p>2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上</p> <p>(2) 消費者団体等との連携</p> <p>「略 その他の適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講じます。」</p> <p>1 意見</p> <p>○アンダーラインの文言は、次のとおり修正すべきである。 「<u>財源確保を含めた検討</u>を行い、必要な措置を講じます。」</p> <p>2 理由</p> <p>○適格消費者団体の活動は、消費者被害の拡大阻止等（差し止め請求）、消費者行政の一翼を担っているものであり、消費者被害の未然防止等に大きな効果をあげている。しかし、適格消費者団体の財政状況は厳しく、運営スタッフ等ボランティアで運営しているのが実態である。</p> <p>○今後、特定適格消費者団体への移行に際しては、円滑な運営を進める上でも、財源確保問題が喫緊の課題なので、財源措置実現に向けて積極的に検討すべきである。</p>